

令和 6 年度

河南二期農業水利事業
小松揚水機場実施設計業務

現 場 説 明 書

東北農政局河南二期農業水利事業所

1. 契約の保証については別紙1のとおりである。

2. 積算について

(1) 積算体系

- ① 設計業務（ポンプ設備、小形水門、鋼製付属設備、土木設備、建築設備）は、「設計業務」を適用している。
- ② 現地踏査等は、「調査業務」を適用している。

(2) 実施設計作業歩掛

実施設計作業歩掛は、別紙2のとおりである。

なお、見積による歩掛のため、難易度補正は行っていない。

(3) 現地踏査等

- ① 現地踏査等の歩掛については、農林水産省農村振興局「機能診断業務の積算参考歩掛 別紙 第4 調査業務の積算参考歩掛」より計上している。
- ② 現地踏査、現地調査及び試験の実施にあたり、安全費は計上していない。
- ③ 現地踏査等は通勤により実施することで考えており、現場までの連絡車等にかかる経費は参考歩掛に含まれているため、別途計上していない。
- ④ コンクリート強度推定調査については5測点を考えている。なお、測点箇所及び測点数については、現地踏査等の結果を踏まえ決定するものとする。

3. 現地踏査等では、過年度業務で行った健全度評価についての精査を行うが、精査の結果、健全度評価を改める必要がある場合は、監督員と協議の上、契約変更を行うことで考えている。

4. 打合せについて

- (1) 本業務における積算基地は、仙台市で考えている。
- (2) 本業務における打合せ場所は、宮城県石巻市（事業所）で行うことで考えている。
- (3) 打合せの配置人員は下表のとおり考えている。

なお、打合せ1回あたりの日数は、打合せ0.5日、移動0.5日とする。

最終回は、照査技術者の出席を見込んだ配置人員としている。

打合せ段階	主任技師	技師A	技師B	備考
初 回	1.0	1.0		
第2回		1.0	1.0	
第3回		1.0	1.0	
第4回		1.0	1.0	
最終回	2.0	1.0		

- (4) 打合せに係る旅費交通費は、通勤によるものとし、仙台市から事業所までをライトバン移動（利府中 IC～石巻河南 IC 間の高速道路利用（通常料金））で考えている。

(5) 現地調査は、打合せ時に行うことで考えている。

5. 電子成果品作成費について

電子成果品の作成費用については、「農林水産省 土地改良工事積算基準（調査・測量・設計） VI 留意事項 第6 電子成果品作成費について」より、次のとおり計上している。

- (1) 設計業務（ポンプ設備、小形水門、鋼製付属設備、土木設備、建築設備）は、「3 設計業務等 (1) 実施設計」を適用している。
- (2) 現地踏査等は、「I 地質・土質調査業務」を適用している。

6. 成果物について

業務報告書は、A4・1000 枚、A4 チューブファイル 10cm 程度を想定している。

7. 開示用成果物について

特別仕様書第6－1 条に示す不開示情報の黒塗り等の措置に係る費用として、設計業務技術員 0.5 人及び電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）1 枚の費用を直接経費に計上している。

作業にあたっては、監督職員との打合せに基づき、本業務の成果物データ（PDF 形式）を元に、PDF ファイルの編集機能を用いて、黒塗り等の措置を行うものとする。

提出にあたっては、編集可能な状態で提出するものとする。

なお、不開示情報とは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」における「不開示情報」に該当する情報とする。

8. 豪雪補正について

本業務は、豪雪補正を計上していない。

9. 被災者（農林漁家を含む）の就労について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

10. その他

本業務において、受注者は報告書を抜粋し、業務内容の概要をとりまとめた要約版を作成するものとする。

別紙－１

契約の保証について

- (１) 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行石巻代理店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局河南二期農業水利事業所 歳入歳出外現金出納官吏 庶務課長 熊谷 留美」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第２９条の１０の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 請負者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官 東北農政局総務部会計課課長補佐（主計） 昆野 淳」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第２９条の１０の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 請負者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和２９年法律第１９５号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は、公共工事の前払金保証事業に関する法

律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

（イ）保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局河南二期農業水利事業所長 関島 建志」と記載するように申し込むこと。

（ウ）保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

（エ）保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に、記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

（オ）保証金額は、契約保証金の金額以上であること。

（カ）保証期間は、工期を含むものとする。

（キ）保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後６ヶ月以上確保されるものとする。

（ク）請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱については契約担当官等の指示に従うこと。

（ケ）請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第２９条の１０の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

（コ）請負者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

（ア）公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

（イ）公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局河南二期農業水利事業所長 関島 建志」と記載するように申し込むこと。

（ウ）証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

（エ）保証金額は、請負代金額の１０分の１の金額以上とする。

（オ）保証期間は、工期を含むものとする。

（カ）請負代金額を変更する場合又は工期を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

（キ）請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第２９条の１０の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

（ア）履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

（イ）履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

（ウ）保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局河南二期農業水利事

業所長 関島 建志」と記載するように申し込むこと。

(エ) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

(オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

(カ) 保険期間は、工期を含むものとする。

(キ) 請負代金額を変更する取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(ク) 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1) の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

(3) その他

保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス（電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

作業歩掛

別紙2

作 業 項 目	数量	技師長	主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	備考
I ポンプ設備 実施設計作業								
1 設計計画	一式	0.4	1.5	2.7	2.2	1.1	0.5	
2 基本事項	一式	0.4	1.0	2.1	2.2	2.4	1.1	
3 詳細事項	一式	0.1	1.5	2.4	3.2	3.5	2.7	
4 施工計画の検討	一式		0.8	1.4	1.4	1.2		
5 設計計算	一式		1.1	2.1	2.8	3.4	3.2	
6 設計図	一式	0.2	1.1	3.2	4.5	6.6	7.0	
7 材料計算	一式		0.3	0.7	1.1	2.1	2.5	
8 照査	一式	0.3	1.1	1.3	0.9	0.5	0.1	
9 概算工事費	一式	0.1	0.5	1.2	1.7	1.9	1.3	
小計		1.5	8.9	17.1	20.0	22.7	18.4	
II 小形水門設備 実施設計作業								
設計計画	－	－	－	－	－	－	－	ポンプ設備 実施設計作業内でま とめて実施するため、本項目は未計上
1 基本事項	一式		0.3	0.6	0.9	0.3	0.3	
2 詳細事項	一式		0.3	0.6	0.9	0.9	0.6	
3 施工計画の検討	一式		0.6	0.9	0.9	0.6		
4 設計計算	一式		0.3	0.6	1.2	1.5	1.2	
5 設計図	一式		0.3	0.6	1.2	2.1	2.1	
6 材料計算	一式				0.3	0.6	0.9	
照査	－	－	－	－	－	－	－	ポンプ設備 実施設計作業内でま とめて実施するため、本項目は未計上
7 概算工事費	一式			0.3	0.3	0.3	0.3	
小計			1.8	3.6	5.7	6.3	5.4	
III 鋼製付属設備等 実施設計作業								
設計計画	－	－	－	－	－	－	－	ポンプ設備 実施設計作業内でま とめて実施するため、本項目は未計上
1 基本事項	一式		0.1	0.2	0.2	0.3	0.1	
2 詳細事項	一式		0.2	0.3	0.3	0.4	0.3	
3 施工計画の検討	一式		0.3	0.5	0.5	0.2		
4 設計計算	一式		0.2	0.4	0.5	0.6	0.6	
5 設計図	一式		0.1	0.3	0.4	0.6	0.7	
6 材料計算	一式			0.1	0.2	0.3	0.3	
照査	－	－	－	－	－	－	－	ポンプ設備 実施設計作業内でま とめて実施するため、本項目は未計上
7 概算工事費	一式			0.1	0.1	0.1	0.1	
小計			0.9	1.9	2.2	2.5	2.1	
IV 土木設備 実施設計作業								
設計計画	－	－	－	－	－	－	－	ポンプ設備 実施設計作業内でま とめて実施するため、本項目は未計上
1 基本事項	一式		0.5	0.5	0.5			
2 詳細事項	一式		2.1	4.2	4.7	2.6		
3 施工計画の検討	一式		1.1	1.6				
4 設計計算	一式		0.5	1.0	1.0	0.5		
5 設計図	一式		0.8	4.7	4.7	4.7	6.7	
6 材料計算	一式		0.3	2.0	2.0	2.0	2.9	
照査	－	－	－	－	－	－	－	ポンプ設備 実施設計作業内でま とめて実施するため、本項目は未計上
7 概算工事費	一式		0.9	1.2				
小計			6.2	15.2	12.9	9.8	9.6	
V 建築設備 実施設計作業								
現地調査	－	－	－	－	－	－	－	現地踏査を実施するため、本項目は 未計上
資料の検討	－	－	－	－	－	－	－	ポンプ設備 実施設計作業内でま とめて実施するため、本項目は未計上
1 建屋の設計								
1-1 建物	一式		5.9	7.2	3.2	3.2		
1-2 設計図作成・数量計算	一式		0.8	3.4	3.4	3.8	5.5	
2 施工計画の検討	一式		2.3	3.4				
照査	－	－	－	－	－	－	－	ポンプ設備 実施設計作業内でま とめて実施するため、本項目は未計上
3 概算工事費	一式		1.7	2.3				
小計			10.7	16.3	6.6	7.0	5.5	
合計		1.5	28.5	54.1	47.4	48.3	41.0	